

# 井手町第3次行政改革大綱

平成18年 3月

京都府 井手町

## 基本方針

急速な少子高齢化の到来や地球環境問題、情報通信技術の発展など大きな社会情勢の変化により、国や地方の財政に大きな影響を及ぼしている中、本町においても、人口減少傾向と地域経済の低迷が続き歳入の根幹である町税の減少に加え、依存度の高い地方交付税の抑制や国庫補助金の削減により、厳しい財政状況に直面しています。

このような中で、自主・自立が求められる分権時代に相応しい行政運営を住民との協働の中でどのように進めていくか、行政施策やサービスなどの質的向上を図りながら多様化する住民ニーズにどのように応えていくか、といったことが自治体に大きく問われています。

本町は、これまで積極的に行政改革に取り組み、平成9年3月に「井手町第2次行政改革大綱」を定め、簡素で効率的な行政運営を進めてまいりました。特に事務事業の見直しによる経費の削減、民間委託の積極的な導入、計画的な職員数の削減など、各種の施策に取り組み一定の成果を収めています。

しかし、厳しい財政状況にあって限られた財源の中で、今後、住民の様々なニーズに対応していくためには、住民の選択と負担を明確にし、地域の特性を活かしたサービスの向上を目指し、行政運営において住民と行政とが協働し、自立したまちづくりの推進が必要となります。

総務省も平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、行政改革の必要性を示しています。

こうした状況を踏まえ、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しではなく、住民と行政が知恵を振り絞り、行政の抜本的な改革を行うため、「井手町第3次行政改革大綱」を策定します。

「井手町第3次行政改革大綱」は、住民の代表者からなる井手町行政改革懇談会の答申を尊重し、全庁を対象に、行政改革を推進していくうえで基本的な考えをまとめたものです。

今後はこの大綱をもとに、議会をはじめ住民のご理解とご協力を得ながら行政改革に取り組んで行くものとします。

## 個別事項

### 1. 定員管理と給与の適正化

これまで定員適正化計画を策定し、行政需要をふまえつつ業務の電算化等効率化を進め、人員の削減に努めている。定員については、各部門において計画以上に削減してきている。

今後も各部門での職員数の検討を踏まえた定員適正化計画を策定し、行政需要の変化に応じ、効率的で柔軟な人員配置を行い適正な定員管理に努める。

給与については、国に準拠した給与制度を基準として適正化に向けた見直しを行い、旅費や手当に関しても同様に適正化に向けていち早く取り組んでいるが、国の公務員制度改革の動きに注目し、職員の意欲と能力を引き出し、職務能率を向上させていくために給与構造の見直しを進める必要がある。近隣市町の動向も踏まえながら引き続き適切な対応を図る。

また、勤務条件や福利厚生等に関しても社会経済情勢に対応して必要な見直しを行う。

- (1) 新しい行政課題や業務の見直しに伴う効率的な人員配置を行うとともに、職員の年齢構成に留意しつつ、中期的な視点に立った定員適正化計画を策定し着実に実行する。
- (2) 正規職員だけでなく、非常勤職員、特別職も含めた最小の人数で最大の効果を発揮する。
- (3) 国の給与構造改革に準拠し、職員の意欲と能力を含めた給与体系に見直す。
- (4) 時間外勤務手当の抑制や各種手当の点検を引き続き行う。
- (5) 福利厚生事業は、職員の心身の健康回復に関する事業を継続しつつ、社会情勢の変化に対応した制度の適正化に努める。

### 2. 組織・機構の見直し

社会情勢が大きく変化する中で、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応する必要があるため、従来の枠組みにとらわれることなく、効率的な行政組織に向けて組織の簡素化による意思決定の迅速化、施策の変化に対応できる弾力的な組織について検討を進める。

- (1) 住民にわかりやすく、機能的な施策の推進体制の整備をめざす。
- (2) 施策、事務、事業のまとまりによる業務の効率化をめざし、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を行うため、部及び課の統合に向けた検討を行う。

### 3. 事務・事業の再編・整理

事業については、限られた財源の中で事業を実現するため、より財源措置の多い事業の選択や地域経済への影響を配慮しながらも、事業コストの縮減について検討しており、事業の緊急性や必要性に着目し事業効果も踏まえて選択して進めている。今後も引き続き事業を必要性、費用対効果を精査し、事業の重点化を推進する必要がある。

事務事業においても、民間との役割分担や費用対効果を検討し、事業の見直しを行うとともに住民ニーズと時代の変化に対応した事業への重点化を進める。

また、これまで行政が担ってきた公共サービスにおいて、民間活力を活用し、行政コストの縮減と行政サービスの向上をめざす。公の各施設について指定管理者制度を活用するため、導入に向けた取り組みを進める。

- (1) 事業について、計画的により財源措置が多い事業の選択と優先化を行い、地域経済への影響を配慮しながら事業コストの縮減を引き続き行う。
- (2) 事務事業は、整理、廃止、統合を行い、多様化する行政ニーズや行政課題の重点化を図る。
- (3) 補助金等の整理合理化のため、行政責任と経費負担のあり方について検証を行い、目的が達成されているもの、時代の変化に伴い費用対効果が薄れているものについて廃止、縮減、他の補助事業への変更等の目標時期を決めて取り組む。
- (4) 民間委託の推進については、事務事業、施設管理について住民サービスの維持・向上に留意しつつ、業務委託の導入や指定管理者制度の導入を積極的に行う。

### 4. 住民と協働による公共サービスの提供

今後は効率的な行政を実現するために、地域の課題やニーズ対応したまちづくりは住民と協働して進めていく必要がある。これまでも総合計画や

まちづくりに関する事業については行政と各種団体や住民が一緒に取り組んできており、今後も簡素で効率的な行政を実現するため、政策形成から実施に至るまで、住民が主体的な役割を果たせる行政サービスの提供やまちづくりを進めていくことが重要である。

そのためにも、住民と情報の共有化を図るため各種団体との懇談や情報交換を行い、住民が行政運営に参画する手法について検討していく。

- (1) 行政と住民団体が情報の共有化を行い政策形成から参加する仕組みについて検討を行う。
- (2) 住民や住民団体の主体的な活動に対する支援をおこない、連携をつよめ、行政サービスの提供者としての役割を担う体制づくりの検討を行う。

## 5. 行政の情報化の推進と透明性の向上

インターネット等の急速な発展に伴い、高度情報通信社会に向けてすでに市内ネットワークの整備を行い、事務事業全般を対象として電子化を進め、データの共有化を図り行政運営の効率化とともに高度情報通信への対応を図られている。

国においては電子政府、電子自治体の推進をしており、住民サービスの利便性の向上のため電子化、情報化の対応を進める。

一方で地方分権社会における本町の自己決定権の拡大により、これまで以上に行政運営に関し住民の参画が重要であることから、住民への説明責任を果たすためにも情報発信を行う。併せて情報公開制度の適正な運用を図り行政の透明性を保ちつつ個人情報保護制度による情報保護・管理への対応を推進する。

- (1) 電子自治体の推進により業務の改革を進め、業務の効率化、迅速化を図る。
- (2) ホームページを活用した行政運営に関する情報発信の充実を図る。
- (3) 情報公開制度の適正な運用を行うとともに、住民の個人情報保護制度の充実を図る。

## 6. 人材育成と能力開発の推進

地方分権による権限の拡大がなされた地方自治体においては、様々な分

野で専門化され、職員の事務処理能力や政策形成能力が大変重要となっている。

今後は、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することや、職員の能力開発を一層図る。

- (1) 職員の事務処理能力や政策形成能力等幅広い見識を身につけさせるため、積極的に国、府、民間等の研修に参加する。
- (2) 時代の変化や住民の期待、要望に的確に対応できる人材の育成を進め、職員の意欲を高める職場風土を育てる。